

ハートキーパーの会 会員規約

1) 目的

この会員規約は、一般社団法人ハートキーパーの会の活動における賛助会員資格（以下、会員資格といいます）を規定し、賛助会員（以下、会員といいます）として活動に参加支援する権利を付与するものです。会員資格を付与されたものは、本会委員規約の承認および遵守することに同意するものとします。

2) 用語の定義

当会では、理事・顧問・賛助会員のほか、ご縁のある方全てを総称して「ハートキーパーファミリー」と呼びます。このうち、賛助会員が当規約で規定する会員に該当します。

3) 摘要

本会員規約は、当団体が会員資格を付与する利用者すべてに適用されます。会員資格は、本会員規約について承認および遵守することを条件として、有効になります。登録用紙の提出および年会費の入金が確認できた時点で、利用者は本会員規約に同意したものとみなし、本会員規約は効力を発するものとします。

4) 会員区分および年会費

会員の区分は以下の3種類、4月～翌年3月を1年間で更新とします。年会費は、事務局へのお振込み、もしくは当会主催イベントに参加時に支払うものとします。

- | | | |
|------------|--------------|-------------------|
| 1 個人会員（一般） | 年会費：10,000 円 | ※10月以降の入会は5,000 円 |
| 2 法人会員 | 年会費：50,000 円 | |

5) 会員特典

会員は以下の会員特典を利用できます。事業の状況によりサービスを一時中止、変更、終了する場合は、会員への通知を行います。

- ・「ハートキーパー座談会」の参加費無料
- ・会員限定 LINE「よつば隊」の参加費無料
- ・当会主催イベントへの会員割引
- ・ハートキー通信の郵送（年1回程度）

6) 退会

年会費が未納の場合は退会とみなします。なお、年度途中で退会する場合の年会費の払い戻しはありません。

7) その他

登録しているお名前、住所、連絡先等に変更があった場合は、事務局までご連絡ください。本規約に違反する事態が生じた場合は、会員特典の停止を行う場合があります。

2017年4月1日 施行

2021年4月1日 改定

2022年4月1日 改定